

令和5年度事業報告

事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて鳥取県知事から委任された食鳥検査を実施した。

(1) 法人の運営

ア 会議の開催

(ア) 理事会

- a 第92回理事会 令和5年5月26日(金)
 - (a) 令和4年度事業報告(案)の承認について
 - (b) 令和4年度事業収支決算(案)の承認について
 - (c) 第21回評議員会の開催について
- b 第93回理事会 令和6年3月21日(木)
 - (a) 令和5年度事業に係る補正予算(案)について
 - (b) 令和6年度事業計画(案)について
 - (c) 令和6年度事業に係る収支予算(案)について

(イ) 評議員会

- a 第21回評議員会 令和5年6月13日(火)
 - (a) 令和4年度事業報告の承認について
 - (b) 令和4年度事業収支決算の承認について

イ 監査及び公益法人検査の実施

(ア) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会監事による監査

- a 令和5年5月16日(火)
令和4年度事業に係る業務及び決算監査
- b 令和5年10月18日(水) 令和5年度中間決算監査(定例監査)

(イ) 令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査

- a 令和5年9月25日(月)
令和4年度決算に係る事務監査(県監査委員事務局職員)において次のとおり指摘を受けたので、監査後直ちに業者と協議し適正に契約を締結した。
 - 清掃業委託契約について、契約を締結していなかった

ウ 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を受けた。

エ 職員食鳥検査技術向上研修会

県獣医師会公衆衛生部会と共同で「鳥取県公衆衛生獣医師研修会」を開催し、例年実施している「食鳥検査技術全体研修」とした。

(2) 食鳥検査事業

ア 食鳥検査員の派遣(各食鳥処理場毎に常時2名~3名の食鳥検査員を派遣)

(ア) 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設（東伯班）

営業日数：260日（平日202日、土曜日45日、日曜日0日、祝祭日12日
年末年始1日）

(イ) 名和食鶏有限会社食鳥処理施設（名和班）

営業日数：257日（平日194日、土曜日50日、日曜日0日、祝祭日12日
年末年始1日）

(ウ) 株式会社大山どり食鳥処理施設（淀江班）

営業日数：261日（平日210日、土曜日36日、日曜日0日、祝祭日13日
年末年始2日）

イ 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分とした。

(ア) 食鳥検査羽数は20,066,792羽で、前年度の20,255,540羽より188,748羽減少した（対前年比99.1%）。（別紙1）

(イ) 食鳥検査の手数料収入金額は66,563,562円で、前年度の67,292,132円より728,570円減少した（対前年比98.9%）。

(ウ) 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は265,672羽で、廃棄処分率は1.32%（令和4度：291,977羽、1.44%）であり、前年度より0.12%減少した。また、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は434,335羽で、廃棄処分率は2.11%（令和4年度：390,902羽、1.93%）であり前年度より0.181%増加した。

禁止・全部廃棄及び一部廃棄処分羽数の合計は690,007羽で、処分率は3.44%（令和年度：682,879羽、3.37%）であり、全体での処分率は前年度より0.07%増加した（別紙2）。

(エ) 精密検査は32検体、延べ64件の細菌検査を実施した。（別紙3）

ウ 家畜保健衛生所との連絡会議

畜産部局が高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の防疫関係業務で多忙であったため、会議開催を見送った。

エ 県衛生部局との連絡会議

当協会の令和5年10月定例会議に倉吉保健所及び米子保健所の食鳥検査担当者を招き、保健所が行なっている食鳥処理場の衛生管理指導の実態について説明を受けた後、意見交換を行ない、相互の連携・情報共有を進める事を確認した。

(3) 広報啓発事業

一般消費者及び鶏の生産者を対象に食鳥肉の安全性を確保するために実施する食鳥検査の方法やその内容等の広報を行うとともに鶏インフルエンザ等鶏の病気について正しい知識の普及啓発を行った。

ア 食鳥検査結果を分析し検討を加え、必要に応じて各処理業者を通じ生産者に還元することにより、食鳥肉の衛生意識の高揚を図ることに努めた。

イ 「食鳥だよりNO. 38」を発行し、関係機関に配布した。本号では、倉吉家畜保健衛生所 小谷 道子所長（前鳥取家畜保健衛生所所長）に県内で初めて発生した高病原性鳥

インフルエンザの対応状況等について寄稿していただいた。高病原性鳥インフルエンザがひとたび発生した場合の防疫措置及び発生農場の再開に向けた指導の重要性を改めて認識することができた。

食鳥検査だより 第38号

a 発行部数：300部

b 配布先：生産者、処理業者、全国食鳥指定検査機関及び行政関係機関 他
ウ 各食鳥処理場において食鳥衛生管理者（食鳥処理業務従事者を含む）を対象に日々の検査業務を通じて、食鳥に係る疾病診断技術及び高病原性鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

エ （公社）鳥取県栄養士会及び（公社）鳥取県獣医師会の事業に協賛し、当協会の事業周知に努めた。

オ 外部研修等の受け入れ

以下のとおり、高校生徒及び大学生に講演やパンフレット配布等により、食鳥検査及び食鳥肉衛生確保の状況について啓発した。

年 月 日	対 象	参 加 者	啓発内容
令和5年7月26日	米子南高等学校生活文化科調理コース	生徒19名、教員2名	パンフ等配布
令和5年8月10日	公立鳥取環境大学環境学部	学生7名、教員1名	パンフ等配布
令和5年10月13日	倉吉北高等学校調理科校外研修	生徒12名、教員3名	講 演
令和5年12月26日	公立鳥取環境大学環境学部	学生6名、教員2名	パンフ等配布
令和6年1月25日	鳥取大学共同獣医学科食品衛生学実習	学生38名、教員1名	講 演